

(平成26年8月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件

関東（埼玉）国民年金 事案 5474

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年1月まで

昭和49年4月の婚姻後にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料をまとめて金融機関で納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和50年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付により遡って納付することが可能である上、申立人が一緒に納付したとする申立人の夫の申立期間に係る保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無いことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立人が11か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年3月まで

私は、平成7年10月に会社を退職した後、収入が無く、国民年金保険料を納付することができなかつたため、A郡B町役場（現在は、C市役所）で免除申請を行った。3年10月以降は、国民年金の被保険者期間は申立期間を除いて全て申請免除期間となっているのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

申立期間を申請免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年10月に会社を退職した後、A郡B町役場で国民年金保険料の免除申請を行ったと申述しているところ、オンライン記録によると、申立人が3年10月に国民年金第3号被保険者から第1号被保険者になる手続を行った際に免除申請を行って以降、平成6年度までは、いずれも毎年5月に免除申請が行われていることから、申立人は、3年度から6年度までの期間について、免除申請の手続を適正に行っていることが確認できる。

また、申立人は平成7年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月に同資格を喪失しているところ、オンライン記録では、申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得処理が同年11月30日に行われていることから、申立人は国民年金の再加入手続を当該処理日以前に行っていることが推認でき、申立期間の免除申請を行うことは制度上可能であるほか、申立人の国民年金被保険者期間は、申立期間を除いて保険料納付済期間又は免除期間であり、申立人の国民年金に係る意識は高かったと推察され、

申立人が申立期間のみ免除申請手続を失念したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時、失業中であり、C市の住民票の写しにより単身世帯であったことが確認できることから、保険料を納付することが困難であることを理由として免除申請が承認されたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 26 日

私は、平成 15 年 12 月において、A社に在籍していたので、同年 12 月に支給された賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の給与・社会保険事務担当者から提出された「2003(1). 12. 26. 冬季賞与支給控除一覧」（以下「冬支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間に係る「2003 年冬季賞与明細書」から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 25 万円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、複数の従業員の口座情報及び金融機関から提出された申立人の取引明細表によると、A社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に、破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払いとなっていたことが確認できる。当該振込額は、破産管財人から提出された更正配当表（労働債権）の配当額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間に支給されるものであったことが認められ、申立期間の標準賞与額については、冬支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関係資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 75 万円、申立期間②は 44 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。賞与明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された「2003 年夏季賞与明細書」及びA社の当時の給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、「2003 年夏季賞与明細書」及び夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、75 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された「2003 年冬季賞与明細書」及びA社の当時の給与・社会保険事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」（以下「冬支給控除一覧」という。）から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 44 万 5,200 円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたことが認められる。

一方、申立人から提出された預金通帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払いとなっていたことが確認できることから、当該振込額は、「2003年冬季賞与明細書」の差引支給額及び破産管財人から提出された更正配当表（労働債権）の配当額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められ、申立期間②の標準賞与額については、「2003年冬季賞与明細書」及び冬支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料額から、44万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 60 万円、申立期間②は 62 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当時の給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間①に係る「2003 年夏季賞与明細書」から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、60 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された「2003 年冬季賞与明細書」及びA社の当時の給与・社会保険事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」（以下「冬支給控除一覧」という。）から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 62 万 4,400 円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたことが認められる。

一方、金融機関から提出された申立人の取引明細書によると、A社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に、破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払いとなっていたことが確認できるところ、当該振込額は、「2003 年冬季賞与明細書」の差引支給額及び破産管財人から提出された更正配当表（労働債権）の配当額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められ、申立期間②の標準賞与額については、「2003 年冬季賞与明細書」及び冬支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料額から、62 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 72 万円、申立期間②は 67 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

申立期間①及び②については、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当時の給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間①に係る「2003 年夏季賞与明細書」から判断すると、申立人は申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、72 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された「2003 年冬季賞与明細書」及びA社の当時の給与・社会保険事務担当者から提出された「2003(1) . 12. 26. 冬季賞与支給控除一覧」（以下「冬支給控除一覧」という。）から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 67 万 2,000 円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたことが認められる。

一方、複数の従業員の口座情報及び金融機関から提出された申立人の預金元帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に、破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払いとなっていたことが確認できる。当該振込額は、「2003 年冬季賞与明細書」の差引支給額及び破産管財人から提出された更正配当表（労働債権）の配当額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められ、申立期間②の標準賞与額については、「2003 年冬季賞与明細書」及び冬支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、67 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、56万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 10 日

申立期間については、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間に係る「2003 年夏季賞与明細書」から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成22年12月28日及び23年7月30日は62万5,000円、同年12月28日は67万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年12月28日
② 平成23年7月30日
③ 平成23年12月28日

年金記録によると、A社における平成22年12月、23年7月及び同年12月に係る賞与の記録が年金額の算定に反映されないものとなっている。申立期間について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成22年分及び23年分賃金台帳により、申立人は、申立期間①から③までに係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者が、事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合は、記録訂正の対象者とすることはできない旨規定

されているが、商業登記簿により、申立人は申立期間においてA社の取締役であることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務に係る申立人の職務上の権限に関しては、A社の代表取締役及び複数の同僚が、「申立人は、B業務の責任者であり、社会保険事務に関する権限は無かった。」との回答をしていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成22年12月28日及び23年7月30日は62万5,000円、同年12月28日は67万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に賞与支払届の提出を失念し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該届出をしたとしていることから、年金事務所は申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については33万8,000円に、申立期間②については34万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年3月31日
② 平成23年3月31日

年金記録によると、A社における申立期間①及び②に係る賞与の記録が年金額の算定に反映されないものとなっている。申立期間①及び②に賞与が支給され、事業主により厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された申立人の申立期間に係る支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者が、事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合は、記録訂正の対象者とするができない旨規定されているが、申立人は申立期間から現在までも、事業所の年金委員となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人について、事業主及び事業所の申立期間当時の社会保険事務手続の担当者は、「申立人は社会保険の届出事務に直接関与していなかった。」と述べ、複数の同僚も「申立人は担当者ではなかった。」と回答していることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しない者と認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は33万8,000円、申立期間②は34万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に賞与支払届の提出を失念し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該届出をしたとしていることから、年金事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月26日から同年8月12日まで
② 昭和32年8月13日から38年3月1日まで
③ 昭和38年3月4日から43年7月25日まで

国（厚生労働省）の記録では、申立期間①から③までについて脱退手当金を受給した記録とされているが、脱退手当金を請求し受給した記憶が無い。第三者委員会で調査の上、当該期間について記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人は脱退手当金の支給決定日（昭和44年7月25日）より前である44年4月4日に国民年金に任意加入していることが確認できる上、オンライン記録からは、国民年金に任意加入して以降、申立人が60歳に達するまで国民年金保険料を完納していることが認められることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

また、申立人の脱退手当金は、申立人がA社を退職した約1年後の昭和44年7月25日に支給決定されたこととなっているほか、当時の同僚の一人は、「A社を退職する時に、同社から脱退手当金の説明は無く、自分で社会保険事務所（当時）に行って脱退手当金の請求手続きをした。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給したとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は5万円、申立期間②から⑤までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日
④ 平成 17 年 12 月 16 日
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社及びその関連会社であるB社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は5万円、申立期間②から⑤までは6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は72万4,000円、申立期間②は81万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月25日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書から、申立人は、申立期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は72万4,000円、申立期間②は81万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8619

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を 28 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成6年7月31日から7年6月8日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、7年6月8日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については 32 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から同年7月31日まで
② 平成6年7月31日から10年12月頃まで

年金事務所の記録ではA社の資格喪失日は平成6年7月31日となっているが、7年6月8日に過去に遡って処理されており、不自然である。実際には10年12月頃まで勤務し、厚生年金保険料を控除されていた。

また、平成6年4月1日以降の標準報酬月額が7年6月8日に過去に遡って8万円に引き下げられていておかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社は平成7年5月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年6月8日付けで、当初記録されていた6年7月1日の随時改定及び同年10月1日の定時決定が取り消され、同年4月から同年6月までの標準報酬月額の記録を28万円から8万円に遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人が保管していた総合口座通帳において、申立期間①の給与支給額はオンライン記録を大幅に上回る金額であることが確認できる上、事業主は、申立人の給与額は少なくとも 20 万円以上で、大幅に減額をしたことはなく、オンライン記録が 8 万円となっているのは事実とは異なる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、28 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成 6 年 7 月 31 日から 7 年 6 月 8 日までの期間について、事業主の回答により、申立人は A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、A 社は平成 7 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、同日以降の同年 6 月 8 日付けで、遡って 6 年 7 月 31 日と記録されていることが確認できる上、申立人と同様に 7 年 6 月 8 日付けで遡って資格喪失処理が行われている者が申立人のほか 4 人確認できる。

さらに、上記遡及訂正処理日において、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではないものの、商業登記簿謄本により、同社は法人格を有していることが確認でき、事業主及び同僚の供述により、複数の同僚が申立期間において勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について平成 6 年 7 月 31 日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、当該喪失処理が行われた 7 年 6 月 8 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の遡及訂正処理前の記録から、32 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②のうち、平成 7 年 6 月 8 日から 10 年 12 月頃までの期間について、事業主の回答により、申立人は A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、既に解散している上、事業主は当該期間の給与から保険料を控除していたことを示す賃金台帳等の資料は無いと回答している。

また、取締役を務めていた同僚は、A 社が厚生年金保険の適用事業所

ではなくなった平成7年5月30日以降に、給与から厚生年金保険料を控除しながら届出をしていなかったとは考え難い旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 10 日から 37 年 11 月 14 日まで
厚生労働省の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間が脱退
手当金として支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求し
ておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者
期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前後にある被
保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これ
らを失念するとは考え難い上、未請求となっている申立期間後の被保険者
期間と申立期間は同一会社における被保険者期間であり、同一の厚生年金
保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていな
い期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は当該脱退手当金が支給決定された昭和 41 年 1 月 7 日よ
りも前の 39 年 1 月 * 日に婚姻し改姓しているにもかかわらず、申立人の
申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がな
されておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求され
たものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難
い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8622

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を70万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社において、平成17年12月9日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳の写し及びA社が給与関係事務を委託していた行政事務所から提出された申立期間の賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としている上、A社は平成24年6月*日に破産手続を開始していることから、破産管財人に照会したが、破産処理に必要な書類以外は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 8623

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を67万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社において、平成17年12月9日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳の写し及びA社が給与関係事務を委託していた行政事務所から提出された申立期間の賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（67万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としている上、A社は平成24年6月*日に破産手続を開始していることから、破産管財人に照会したが、破産処理に必要な書類以外は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を75万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社において、平成17年12月9日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行Cセンターから提出された申立人に係る取引履歴及びA社が給与関係事務を委託していた行政事務所から提出された申立期間の賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（75万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としている上、A社は平成24年6月*日に破産手続を開始していることから、破産管財人に照会したが、破産処理に必要な書類以外は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成3年3月まで
20歳になった昭和62年*月頃は、私は専門学校の学生であったが、母が私の国民年金の加入手続を行い、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれたはずである。
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年*月頃に申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人の母は、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号のオンライン記録によると、申立人が昭和62年11月に国民年金の被保険者資格を取得した処理が、平成15年5月8日に行われていることから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったと推認される。当該基礎年金番号に統合された国民年金記録は無く、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 55 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 55 年 10 月まで

私は、A 市役所に勤めている同級生から「今加入しないと入れなくなる。最後のチャンスだ。」と言われ、昭和 54 年頃、同市役所に行き、国民年金に加入した。国民年金保険料は自宅に来る B 信用金庫の職員に毎月納付書と現金を渡し納付してもらっていた。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所に勤めている同級生から「今加入しないと入れなくなる。最後のチャンスだ。」と言われ、国民年金の加入手続を同市役所で行い、国民年金保険料は自宅に来る B 信用金庫の職員に毎月納付書と現金を渡し納付してもらっていたと申述しているが、申立人からは、国民年金の加入手続時期、保険料納付金額、年金手帳の交付等に関する具体的な申述が得られず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 58 年 11 月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する年金手帳、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の「昭和 58 年 10 月 1 日」となっていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5478

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年11月まで

私は、60歳になった平成6年*月頃に国民年金任意加入被保険者資格取得の申出を行わなかったが、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、自宅近くの金融機関で保険料を納付したはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金任意加入被保険者資格取得の申出を行わなかったのに、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたと申述しているが、国民年金の任意加入被保険者については、申出により初めて被保険者となるものであり、オンライン記録によると、申立人の任意加入被保険者資格取得年月日は、申立期間直後の平成7年12月1日であることから、申立人は同年12月1日に当該申出を行ったと確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、申立人に申立期間の納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から62年3月まで

時期については定かではないが、昭和59年度から61年度までの3年分に係る年度ごとの国民年金保険料の過年度納付書がA市役所から送付されてきた。私は、そのうちの60年度と61年度の2年分について、62年度のボーナス時期に、同市役所で夫婦二人分の保険料をまとめて納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和59年度から61年度までの3年分の年度ごとの過年度納付書がA市役所から送られてきたため、そのうちの60年度と61年度の2年分について、62年度のボーナス時期に同市役所で夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。」と申述しているが、保険料は、その納期限から2年を経過したときは、制度上、時効により納付することができないため、3年に渡る過年度納付書が一度に届くことは考え難い。

また、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料をまとめてA市役所で納付したと申述しているが、同市は、「市では、現年度の保険料のみを取り扱っていた。市役所内には、当時過年度納付取扱いの金融機関はなかった。」と回答していることから、申立期間の保険料を同市役所で過年度納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

時期については定かではないが、昭和59年度から61年度までの3年分に係る年度ごとの国民年金保険料の過年度納付書がA市役所から送付されてきた。私の妻が、そのうちの60年度と61年度の2年分について、62年度のボーナス時期に、同市役所で夫婦二人分の保険料をまとめて納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和59年度から61年度までの3年分の年度ごとの過年度納付書がA市役所から送られてきたため、そのうちの60年度と61年度の2年分について、妻が、62年度のボーナス時期に同市役所で夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付してくれたはずである。」と申述しているが、保険料は、その納期限から2年を経過したときは、制度上、時効により納付することができないため、3年に渡る過年度納付書が一度に届くことは考え難い。

また、申立人の妻は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料をまとめてA市役所で納付したと申述しているが、同市は、「市では、現年度の保険料のみを取り扱っていた。市役所内には、当時過年度納付取扱いの金融機関はなかった。」と回答していることから、申立期間の保険料を同市役所で過年度納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から46年3月まで

私が大学生の頃は、国民年金には任意加入であったが、当時、母がA町で国民年金委員に任命されていたので、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は父が納付してくれていた。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母がA町で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は父が納付してくれていた。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親は高齢のため事情を聴取できず、申立期間の保険料納付を行ったとするその父親は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、戸籍の附票によると、申立期間中の申立人の住民登録はA町ではなくB県C市であることから、申立期間当時、A町で国民年金に加入し、同町において国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号及び申立人が国民年金に加入した旨の記載が無く、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8599

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 1 日から 63 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 5 月に A 社に入社した。当初は B 営業所に勤務し、その後に C 営業所、D 営業所、E 営業所及び F 営業所に継続して勤務していた。年金記録を見ると、F 営業所から G 営業所に異動し同社を退職するまでの 5 か月間しか厚生年金保険被保険者記録が無いが、この記録は誤りであると思うので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の営業所の異動に関する詳細な申述から申立期間に申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録により、A 社は、昭和 58 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち、同年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月 1 日から 63 年 5 月 1 日までの期間において、厚生年金保険に加入していた A 社の複数の元同僚は、「社会保険の加入対象者は、事務担当者と営業所長クラスの者のみであり、一般の営業職は、雇用契約ではなく代理店契約のため社会保険の加入対象者ではなかった。」、「自分は、営業職として入社したが、社会保険に加入したのは営業所長になってからだった。」とそれぞれ供述している上、総務担当者は「63 年 5 月頃は、営業所の数を大幅に増やした影響で営業所の事務担当者や営業所長等の営業職を指導する社員が不足した。他の営業職員の指導を担当するベテラン営業担当などを社会保険に入れていたと思う。」としており、これは申立人が F 営業所から G 営業所に異動した際に、

営業所長ではなかったが営業所の職員に対して指導役のようなこともしていたとの申述と合致することから、申立人は、申立期間当時、同社において厚生年金保険の加入対象者でなかったと考えられる。

さらに、前述の総務担当者は、A社は既に解散しており、申立期間当時の賃金台帳等についても確認はできないとしている上、申立人も給与から保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

なお、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 5 月 1 日までの期間については、国民年金の保険料納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 6 日から 50 年 10 月 1 日まで
年金事務所に照会したところ、申立期間直前に勤務していた事業所の厚生年金保険の加入記録が見付かった。申立期間直前に勤務していた事業所を退職した後、すぐにA県B市にあった「C事業所」に勤務した。申立期間直前の事業所で厚生年金保険に加入しているのなら同社でも同じように厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び商業登記簿謄本により「C事業所」はC社であることが確認できるが、事業所名簿及びオンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、C社は平成8年6月1日に解散しており、当時の代表取締役は死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態、保険料控除及び厚生年金保険の適用等について確認することができない。

さらに、申立人は同僚として姓のみ3人の名前を挙げているが、特定することができず、申立内容について照会することができない。

加えて、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿により、申立人は申立期間において国民年金に加入しており、当該期間は保険料納付済期間として記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8601（栃木厚生年金事案 1213 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年12月26日まで
② 平成10年1月1日から同年11月26日まで

自分と同じ内容で第三者委員会に申立てをした当時の取締役二人があっせんされたのに、自分は事業主であるという理由だけで申立てが認められないことに納得がいかない。また、当時の経理担当取締役及び事務員が社長に報告済みであるとの証言についても、詳細な報告は受けておらず、標準報酬月額を訂正することについては一切聞いていないし、知り得なかったことであり納得がいかない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当該事業所が適用事業所でなくなった日の後において遡って減額訂正されていることが確認できるものの、申立人は当該期間において代表取締役であり、当該事業所の経営上の決定権は申立人にあり、社会保険事務に係る権限も有していたと認められることから、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとする年金記録確認栃木地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、既に平成22年11月12日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、ほかの二人の取締役が同様の申立内容であっせんされたこと、及び滞納があったものの、社会保険担当取締役から詳細な報告は

受けていないにもかかわらず、事業主であるという理由だけで記録訂正が認められないことに納得がいかないので減額前の標準報酬月額に訂正してほしいと、再度の申立てを行っている。

しかしながら、申立人の主張が認められる新たな事実は無いことから、今回の申立人の主張は、年金記録確認栃木地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、このほか、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①及び②について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月から 34 年 9 月まで
② 昭和 34 年 10 月から 35 年 3 月まで

申立期間①については、A区B地区のC事業所に住み込みで働いた。申立期間②については、C事業所の事業主に頼まれて途中からD事業所に移った。D事業所はE問屋で、F業の仕事をした。C事業所もD事業所も同じ経営者で、場所も近くだった。また、近くにあった居酒屋兼食堂の「G事業所」で食事をしたが、「G事業所」も同じ経営者だった。厚生年金保険に入っていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所名、事業所所在地、業務内容及び同僚等の名前を詳細に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、D事業所は、申立期間より前の昭和33年1月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、元事業主は、「D事業所は経営が行き詰まり自然消滅した。関係書類は離散し手元に残っていない。申立人が勤務していたかどうかは覚えていない。」と回答しているところ、複数の同僚が、「D事業所はH店が主体だったが、ほかが潰れて保険料が払えなくなった。保険料が払えなくなったので厚生年金保険をやめたと聞いている。」との回答をしている。

さらに、D事業所に係る厚生年金保険に加入していた16人に照会したところ、複数の者が、「D事業所は多角経営で、I事業所、C事業所、G事業所、J店等を経営していた。」と回答しており、D事業所、C事業所

及びG事業所に勤務していた者の中に、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和33年1月24日以降も勤務していた者が複数いたが、申立人の勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人が記憶していた同僚は既に死亡しているため、申立人の勤務実態を確認することができない上、給与計算等を担当していた者も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8608

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務していた申立期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届（以下「賞与標準給与支払届」という。）及びC健康保険組合から提出された健康保険被保険者賞与支払届の写しにより、平成 16 年 4 月 23 日にA社から申立人に賞与として6万7,000円が支給されていることが確認できる。

しかしながら、D市から提出された申立人に係る平成 17 年度の給与支払報告書（平成 16 年分所得）に記載された社会保険料等の金額は、申立期間に係る賞与の厚生年金保険料を含まない社会保険料等の推計額とほぼ一致している上、賞与標準給与支払届に氏名が記載されている3人の同僚が所持する16年4月度給与明細書（支給日は、16年4月23日）により、当該賞与は支給されているものの、同明細書に記載の厚生年金保険料控除額には、当該賞与に係る厚生年金保険料は含まれていないことが確認できる。

なお、上記3人の同僚が所持する給与明細書により当該賞与は前払されていたことが確認できる上、当該3人の同僚のうち一人は、当該賞与は平成16年4月度の給与とは別に現金で支給されたと陳述している。

また、A社及び同社の給与計算を受託していたとする社会保険労務士事務所は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料の控除を確認できる賃金台帳等の資料は保存していないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 17 日
年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 16 年の賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により同年 12 月 17 日の賞与の支給は確認できるものの、厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立人から提出されたA社の給与明細書（賞与）（以下「賞与明細書」という。）からも平成 16 年 12 月 17 日の賞与の支給は確認できるものの、厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、B銀行から提出された申立人に係る「預金取引明細表」により、A社から平成 16 年 12 月 17 日に振り込まれた金額は、賃金台帳の差引支給額及び賞与明細書の差引支給額と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 6 月 1 日まで

申立期間①は、A区B地区にあったC社（現在は、D社）に勤務し、申立期間②は、本社がE区F地区にあったG県H市の会社に勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D社は、申立人のC社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、いずれも不明としている。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①を含む昭和 42 年 5 月 27 日から同年 9 月 21 日までの期間に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる 12 人のうち、所在が判明した 6 人に照会したところ、6 人から回答があったが、いずれも申立人が同社に勤務していたかは不明としている。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に同社で被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、整理番号は連番で欠番も無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、本社がE区F地区にあったG県H市の会社に勤務したとしているが、事業所名や正確な所在地、近隣の建物等について、いずれも記憶していないほか、業種についても記憶が曖昧であり、事業所の特定ができない。

また、申立人は当時の同僚の氏名を記憶しておらず、当時の状況について同僚に照会することができない。

さらに、申立人は、弟も同じ会社に勤務していたと供述しているが、弟は「F地区に本社があった会社に勤務したことは無い。」と回答している上、オンライン記録により、弟は申立期間②を含む平成2年1月8日から9年3月21日までの期間に本社がI県J市にある事業所の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月
年金事務所からの通知により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間の賞与については申立人に支給していないと回答しており、同社から提出された申立人に係る平成 15 年の「個人別賃金台帳」によると、申立期間の賞与が申立人に支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月
年金事務所からの通知により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間の賞与については申立人に支給していないと回答しており、同社から提出された申立人に係る平成 15 年の「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、申立期間の賞与が申立人に支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8618

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年1月31日から7年6月8日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成7年6月8日から10年12月頃までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年1月31日から10年12月頃まで
年金事務所の記録ではA社の資格喪失日は平成6年1月31日となっているが、7年6月8日に過去に遡って処理されており、不自然である。実際には10年12月頃まで勤務し、厚生年金保険料を納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年1月31日から7年6月8日までの期間について、同僚の供述により、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は平成7年5月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、同日以降の同年6月8日付けで、遡って6年1月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人はA社の代表取締役を平成4年6月30日に退任していることが商業登記簿謄本により確認できるが、当該登記は11年3月3日に行われていること、及び申立人自身が申立期間当時事業主であったと回答していることから、申立人は申立期間当時同社の全ての業務執行責任を負う立場にあったと認められる。

また、申立人は、「厚生年金保険料を滞納していたことは記憶しており、

小切手で複数回納入した記憶もある。会社の代表者印の管理は私がしており、他の者は勝手に使用できない。」と回答していることから、申立人はA社の事業主として、自身の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている事業主として自らの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る訂正処理について関与しながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成7年6月8日から10年12月頃までの期間について、同僚の供述により、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は当該期間の給与から保険料を控除していたことを示す賃金台帳等の資料は無いと回答している。

また、取締役を務めていた同僚は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年5月30日以降に、給与から厚生年金保険料を控除しながら届出をしていなかったとは考え難い旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月19日から22年4月16日まで
A社に勤務していたところ、終戦とともに解散となったため、昭和20年8月19日からB社（現在は、C社）D工場に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社D工場に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いと申し立てている。

しかしながら、C社は、「当時の人事関係資料が保管されていないため、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、B社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間頃に被保険者資格を取得していることが確認できる社員7人に照会したところ、7人全員が、申立人の申立期間の勤務の実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明と供述している。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険の記号番号は「*」であるところ、B社D工場における厚生年金保険の記号番号は「*」であり、同番号は、昭和22年4月16日に資格取得したB社D工場の社員28人に連番で払い出された記号番号の一つであることが確認できる。

加えて、B社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は、昭和20年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、

申立期間の一部については適用事業所となっていないことが確認できる上、適用時から申立人の取得が確認できる 22 年 4 月 16 日までの間に、同名簿において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 7 月頃から 56 年 8 月頃まで

申立期間①は、中学校を卒業後、学校に紹介されたA社に入社し、会社の寮に入り、日曜以外毎日勤務していた。厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②は、B事業所を退職後、C社に入社し、5年間くらい同社に勤務した。勤務期間の途中から厚生年金保険料を控除された記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、申立人の記録を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入等について不明と回答している。

また、申立人が同僚の氏名を記憶していないため、申立期間①に当該事業所で被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者がいないことから、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が当該事業所を紹介されたとする出身中学校では、「昭和 46 年 3 月 18 日付けで卒業台帳に記録された申立人の就職先は、A社ではなく別事業所となっており、転職等の記録も確認できない。」としている。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番も無い上、申立人の当該事業所での雇用保険被保険者としての記録も見当

たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、C社は、事業所番号等索引簿によると、昭和53年10月13日に厚生年金保険の適用事業所（適用事業所名は、56年8月24日にD社からC社に名称変更）となり、申立期間②のうち51年7月から53年10月12日までの期間については、適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所は、昭和56年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、58年5月26日に解散していることが確認でき、当時の事業主及び役員に文書照会したが回答は無く、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった53年10月13日に被保険者資格を取得したことが健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる5人の被保険者のうち、住所の確認できた一人の同僚に照会したが回答が無い上、申立人は、事業主とその妻以外に従業員はいなかったとしていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間②において、父親の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②に申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番も無い上、申立人の当該事業所での雇用保険被保険者としての記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。